平成２１年（フ）第２６０号
長崎県長崎市坂本３丁目10番26号
債務者　岡田　正弘
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
福井県あわら市舟津第32号１番地１
債務者　齊藤幸一郎
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻生　英右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
大分市大字賀来1280番地の１マンション南大分206
債務者　橋本　菊廣
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７７６号
埼玉県蓮田市大字根金1326番地
債務者　田上　秀樹
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３７５号
愛知県海部郡蟹江町源氏３丁目115―２、申立時の住所愛知県稲沢市平和町西光坊大門南1063番地７
債務者　川岸　美香
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３７号
岩手県一関市室根町折壁字大里125番地１
債務者　遠藤　宗子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１４３号
岩手県一関市室根町津谷川字本宿61番地
債務者　小野寺久好
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第４４号
三重県熊野市井戸町379番地、前住所三重県熊野市五郷町寺谷932番地
債務者　下和田雅子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第５１号
岩手県宮古市八木沢２丁目２番22―103号
市営住宅
債務者　伊藤　俊克
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第５２号
岩手県宮古市八木沢２丁目２番22―103号
市営住宅
債務者　伊藤　栄子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第３８０号
静岡県浜松市南区参野町196番地の８　102、前住所静岡県浜松市中区中山町52番地
債務者　河尻　成実
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２１年（フ）第３７５号
兵庫県加古川市米田町平津677番地の１明伸ビル３―35号、従前の住所兵庫県高砂市伊保崎２丁目23番８―101号
債務者　角田　朱実
1　主文　当裁判所が平成21年７月16日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の氏名につき「中平　朱実（旧姓角田）」とあるを「角田　朱実」と更正する。
2　決定年月日　平成21年８月26日
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第３１４０号
福岡市南区横手４丁目７番10―307号
破産者　江﨑　　浩
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第８５６号
札幌市中央区南16条西12丁目２番28―105号
破産者　株式会社イーネット
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１０３１号
東京都武蔵村山市榎３丁目22番地の１
破産者　株式会社コマキネジ
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１６４４号
神奈川県藤沢市土棚836番地
破産者　有限会社技研工業
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１９３号
石川県小松市中海町８号56番地
破産者　有限会社加南エキスプレス
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部